

盛土規制法の運用（公共工事）

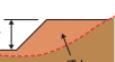
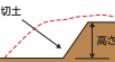
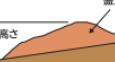
令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」が施行されました。
久留米市では、令和8年4月1日（運用開始日）に規制区域を指定し、許可制度を開始します。

公共工事は事前協議等が必要ですが、その大部分は手続き不要の可能性が高いです。

1. 法の対象となる盛土等 ※公共工事の場合、許可に代わり協議等が必要

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 の崖*を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に高さが 2m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

<一時的な土石の堆積>

1m以下の部分は対象外
(市独自の運用)

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300m超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500m超 となるもの
イメージ図		

赤文字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

出典：国パンフレットより引用

2. 「法の対象となる盛土等」のうち協議等が不要となる場合

次の（1）または（2）のいずれかに該当する場合は協議は不要です。

（1）公共施設用地 ※公共の建物がある土地のことではありません。

一定の道路や河川、公園などの用に供される土地のことで、**詳細は裏面**でご確認ください。
法律上の位置付けの確認であり、施工業者でなく、発注者が判断する内容です。

※現に公共施設が存在する土地に加え、供されることが決定されている土地を含みます。
※公共施設の用に供されなくなることが決定している土地は規制対象です。

（2）災害の発生のおそれがないと認められる工事 ※裏面に下記以外の例があります。

工事で使用する又は工事で発生した土石の仮置きも法規制の対象です。

おもに工事仕様書等の書面で判断できる内容です。

次の①～③を全て満たす場合、災害の発生のおそれがないと認められます。

①工事に使用（工事で発生）した土石で、本体工事の管理と一体的に管理されるもの

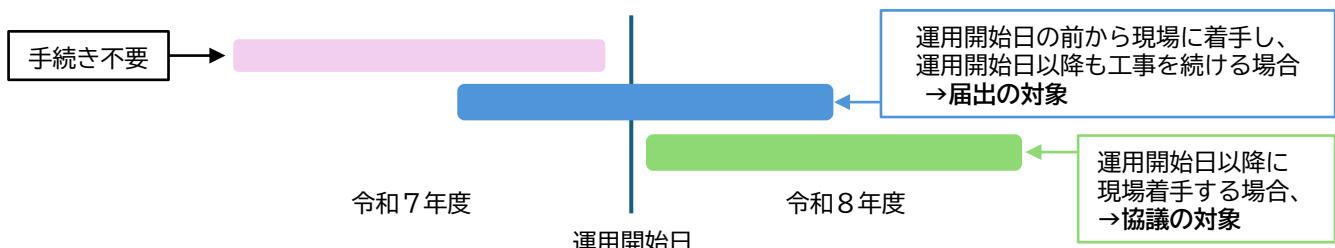
②工事の隣地や道路向かいの土地、または契約書等で指定された土地

※施工計画書でも可能、本体工事から離れた土地でも可能です。

③本体工事の現場着工から完了までの間 ※工事契約期間ではありません。

3. 協議等が必要となる場合の手続き

協議対象となる盛土等の工事は、施工の現場状況に応じて事前協議または届出が必要です。
可能性があるものは、事前に都市計画課へご相談ください。



(1) 公共施設用地

区分	内容	
法律 第2条 第1号	公共施設用地	道路※1、公園※2、河川※3 その他政令（政令第2条）で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地
政令 第2条	政令で定める公共の用に供する施設	砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令（省令1条第1項）で定めるもの、及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令（省令第1条第2項）で定めるもの
省令 第1条 第1項	その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの	雨水貯留浸透施設※4、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設
省令 第1条 第2項	国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの	学校※5、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲食用水施設、水産飲食用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

※1：「道路」とは、道路法による道路等の、国又は地方公共団体が管理又は監督する道路が該当します。道路法上の道路のほか、都市計画法による道路、林道を含みます。

※2：「公園」とは、都市公園法による公園のほか、国又は地方公共団体が管理する公園や自然公園法10条第1項及び第2項並びに16条第1項及び第2項に基づき公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設を含みます。

※3：「河川」とは、河川法が適用又は準用される河川その他公共の利害に係る河川や河川管理施設等を含みます。

※4：「雨水貯留浸透施設」とは、特定都市河川浸水被害対策法や下水道法に規定する雨水貯留浸透施設が該当します。

※5：「学校」とは、国又は地方公共団体が管理するものをいいます。幼稚園も学校教育法に基づく学校であるため、公立の場合は該当します。

(2) 災害発生のおそれがないと認められる工事

区分	内容
政令 第5条	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱山保安法の届出に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置工事等） ・鉱業法に基づく鉱物の採取（認可を受けた施設案の実施に係る工事） ・採石法に基づく岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事） ・砂利採取法に基づく砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事） ・前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令（省令第8条）で定めるもの
省令 第8条	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良法に基づく土地改良事業（農業用用水排水施設の新設等）等に係る工事※1 ・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の設置等に係る工事 ・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却等に係る工事 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分に係る工事※2 ・土壤対策汚染法に基づく汚染土壤の搬出又は処理に係る工事 ・平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壤の保管又は処分等に係る工事 ・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・国、地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事（地方住宅供給公社、土地開発公社、日本下水道事業団、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構、（独）水資源機構、（独）都市再生機構） <p><一定規模以下の工事（「許可申請の手引き」表1-6 参照）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ2m以下かつ面積500m²超の盛土又は切土（政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が1mを超えないもの ・高さ2mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300m²を超えないもの ・高さ2m以下で土石の堆積を行う土地の面積が500m²を超えるものであって、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が1mを超えないもの <p><工事の施行に付随して行われる土石の堆積（「許可申請の手引き」図1-1 6 参照）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

※1：土地改良法の手続きには基づかないものの、同法第2条第2項に規定する土地改良事業と同等の工事を行うもので、国の補助事業のほか、県、市町村、土地改良区等が単独で実施する事業の一部も含まれます。「土地改良事業計画設計基準」等の技術基準に基づき、適切に設計及び施工を行ってください。

※2：以下の場合には、盛土規制法の許可を要する場合もありますので、ご留意ください。

- ・廃棄物の処理の一連の工程に含まれないと判断される廃棄物と土石の混じったものの保管
- ・許可又は委託に係る事業の用に供する施設以外の場所での廃棄物と土石の混じったものの保管
- ・廃棄物と土石の混じったものをふるい機等で分別処理した後に生じる廃棄物と分けられた土石の堆積